

石川県防災士育成協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 石川県内の事業者が災害に備えるための事前の備えや、地域住民と協力した防災力の底上げに取り組んでいただくため、認定制度の実施によりこれらの取り組みの一層の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

個人事業者（事業を行う個人）と法人をいい、本社、支社などそれぞれの事業所をまとめた1つの組織体をいう。

(2) 事業所

本社、支社など経済活動が行われている拠点（場所）ごとの単位をいう。

(3) 事業活動

一定の目的を持って継続的に組織、会社、商店などの経営を行っていることをいう。

(4) 民間事業者

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体を除く、個人事業者と法人をいう。

(認定対象事業所)

第3条 知事は、次の各号に掲げる要件にすべて適合する事業所を「防災士育成協力事業所」（以下「認定事業所」という。）として認定するものとする。

(1) 石川県内に事業所があること。（石川県内に本社があるか否かは問わない。なお、審査の範囲は、石川県内の事業所のみとする。）

(2) 申請日現在において、事業活動を行っていること。

(3) 民間事業者であること。

(4) 反社会的勢力（暴力団等）でないこと。

(5) 税金や社会保険料を滞納していないこと。

(6) 会社更生法、民事再生法による更生（再生）手続き中でないこと。

(7) 申請日現在において、防災士資格を取得している役員又は従業員が複数名、1年以上在籍していること。

(8) 従業員の防災・減災に関する活動又は教育を奨励していること。

(9) 災害時に事業所の資機材を行政機関又は地域の自主防災組織に提供する等、地域の防災活動に協力をしていること。

(10) その他、公の秩序もしくは善良な風俗に反するおそれがないこと。

(申請)

第4条 認定を受けようとする事業者は、石川県防災士育成協力事業所認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

(審査)

第5条 認定事業所は、審査委員会の審査を経て、決定するものとする。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は、危機管理部長、危機管理部次長及び危機管理政策課長をもって組織する。

(有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査会前にあらかじめ申請し、審査を受けるものとする。

(シンボルマーク)

第8条 知事は、認定事業所に対し、シンボルマークを交付するものとする。

2 シンボルマークの取扱いについては、別に定める「石川県防災士育成協力事業所シンボルマーク使用要領」によるものとする。

(公表)

第9条 認定事業所の名称、登録日及び認定内容等については、石川県ホームページ等を通じて公表するものとする。

(認定の取消)

第10条 次の各号いずれかの事項に該当したときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 応募資格に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が不適格と認めたとき。

(取得した情報の取扱い)

第11条 取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、石川県情報公開条例第7条の非公開情報に該当しない場合を除いて、開示されない。また、その他関係法令に則り厳正に管理するものとする。

なお、申請書類に記入した連絡先等の個人情報については、制度の実施に伴う各種連絡のほか、本県が実施する防災施策に関する情報提供にのみ利用するものとする。

(資料の返却)

第12条 提出された提出書類等は返却しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和6年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月8日から施行する。